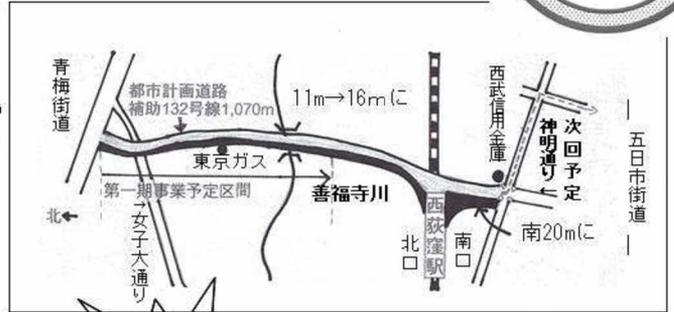


STOP! 都市計画道路  
補助132号線道路拡張  
に反対しています。



**コロナ感染で未曾有の  
不安と営業・生活困窮  
に襲われている今、  
道路拡張はありえない!**



**署名 5785 筆**

**コロナに乗じて、個別交渉を急ぐ杉並区**

○東京都が事業認可を下ろしました(4/7)。それを受けて、区は一気に道路事業を進めようとしています。用地説明会をコロナ自粛を理由に中止して「集会開催」ではなく「郵送と個別対応」で5月に実施すると通達を出しました。住民の声を封じ込めようとする暴挙としか思えません。今私たちは意見書を提出しく用地説明会は住民参加でを求めています。

**85億円もの事業費(第1期分)!**

○不要不急の道路拡張に税金のムダ使い。132号線の今年度の工事予定を直ちに中止するよう求めます。コロナで苦しい営業・生活補償こそ最大の急務です。

◎沿道の権利者(土地所有者・建物所有者・借地借家人)がNO!と  
言えば、工事が前に進むことはありません。私たちは、沿道の権利者が  
行政に反対の意思表示ができるように「権利者の会」を立ち上げる準備を  
しています。後ほどご案内します。みんなで力を合わせましょう。(裏面必見)

**携連** ●227号線・高円寺(高円寺北口・純情商店街) ●133号線・成田東(南阿佐ヶ谷駅・住宅街)



西荻窪の道路拡張を考える会

●mail→ nishiogi@jcom.zaq.ne.jp ●twitter→ @nishiogi132 ●blog→ http://blog.goo.ne.jp/ndk  
杉並区西荻北5-9-11 加川 5-9-12 中野 ☆★ 署名・ポスティング協力者、カンパも募集しています ★☆

### ☆ 国の方針→見直し方向

(社会情勢の変化…人・車の減少等を考慮  
道路建設工事費の半分は国の負担になる)

#### 1. 2000年12月 「都市計画運用指針」

(国土交通省) 以降の状況

●見直し 京都・大阪・兵庫・福岡ほか全国で  
**2,296** 路線

●廃止 全国で**1,798** 路線

#### 2. 2017年6月・2018年6月

「都市計画道路の見直しを加速する」と  
政府骨太方針で表明

#### 3. 2017年7月

国土交通省の見直しの手引き発表。

①すでに事業認可をうけた路線も見直しの  
対象である

②事業認可にあたっては都市計画の適合だけ  
でなく地域の実情なども見て行く

③公聴会など住民の声を聴くことの必要性

### ★ 一方で東京都は！

1. 見直し1路線、廃止1路線、**1,3km**のみ

2. 都の道路建設強行に対して、現在、都内  
各地で反対運動が起きています。下記の地域  
では事実上の中止を勝ち取っています。

◎ 調布市 都道3・4・10号線

◎ 特定整備路線北区81号線の一部

◎ 世田谷区 生活道路130号線

◎ 三鷹市 市道3・4・9号線

◎ 小金井市 市道3・4・8号線

◎ 荒川区 補助92号線 …都の建設局長  
が「率直なところ現状は住民の多くが反対し  
ているので、住民の理解と協力がなければ  
事業実施は難しいと感じている」と表明。

\*裏面記事は、都市計画道路補助133号線に反対する会」がまとめたリーフレット(長谷川茂雄氏【道路十院運動全国連絡会事務局長】作成の文章参考)を参考にさせていただきました。補償問題の※営業補償については、実際に2018年9月、11月で区の担当者から聞いた言葉から引用しています。

◆補償の査定は「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の解説」(近代図書刊)等の書籍掲載の一律に定められた基準に測って行われます。

#### 1. 土地の補償

①補償される土地価格は周辺の公示価格の  
15~20%低い査定となることもあります

①残地は買い取ってもらえません(ほぼ99%  
の確率)「残地補償」という言葉は買取ること  
ではありません。わずかに残った更地の土地は  
今までの数倍の固定資産税を払い続けることにな  
ると言われています

#### 2. 建物の補償

①建物価格は築年数の経過による減価償却後の  
価格の最大75%くらいしか補償されません

②建物移転補償として移転工法により算定され  
た額を補償するが、解体費用は補償しても再建  
費用は補償されません

#### 3. 借地・借家人への補償

①借地の場合の契約は土地所有者と借地人  
(権利者)が同時契約することになります

②借地の所有者と借地人の権利割合は  
・東京都の主張は「話し合い」で決定する  
・実態は路線価方式

③借家人への補償は

・移転費用(引っ越し費用)  
・移転に際しての当初費用(敷金・礼金・頭金)  
・周辺家賃との差額補償(何ヶ月分かは不明)

#### ※4. 営業補償

・移転に伴う休業の場合  
過去約3年間の課税額から算定して、約3ヶ月分  
を補償。

・廃業する場合は上記の営業補償はない。

土地を売らなければ  
(押印しなければ)  
工事は次に進みません！